

特定看護師による特定行為実施について

2024年6月17日版

徳島大学病院では、厚生労働省の「特定行為に係る看護師の研修制度」により、研修を修了した、高度かつ専門的な知識及び技能を持つ看護師がおり、当院では『特定看護師』と呼んでいます。

特定看護師は、これまで医師が行っていた行為、たとえば脱水時の点滴や呼吸器の設定の変更など（これらを特定行為といいます）を手順書（医師の指示）にしたがって実施しており、医師が不在の時でも、安全かつ迅速に患者さんに対応することができ、患者さんに、より安心できる医療が提供できます。

特定看護師が特定行為を行うにあたり

- ◇ 安全に十分に配慮して行います。また、事前に行為について患者さんまたはご家族に説明を行ってから実施します。特定行為を受けたくない場合は、担当医または説明を行った特定看護師までお申し出下さい。
- ◇ 特定行為実施に同意されない場合でも、治療および看護上で患者さんが不利益を被ることはありません。
- ◇ 特定看護師が行う特定行為に関する事で、心配事や相談事が生じた場合、担当医師や看護師以外にでも病院内に相談できる窓口があります（下記に記載）。

徳島大学病院の特定看護師が実施している特定行為	
気管内のチューブの位置の調整に関する事	①経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
人工呼吸療法中の管理に関する事	②侵襲的陽圧換気の設定の変更 ③非侵襲的陽圧換気の設定の変更 ④人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整 ⑤人工呼吸器からの離脱
長期呼吸療法中の管理に関する事	⑥気管カニューレの交換
胸部の管の管理に関する事	⑦低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更 ⑧胸腔ドレーンの抜去
腹部の管の抜去に関する事	⑨腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む）
中心静脈カテーテルの抜去に関する事	⑩中心静脈カテーテルの抜去
注射用カテーテルに関する事	⑪末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入
創傷の管理に関する事	⑫褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去 ⑬創傷に対する陰圧閉鎖療法
創部の管の抜去に関する事	⑭創部ドレーンの抜去
動脈からの採血や処置に関する事	⑮直接動脈穿刺法による採血 ⑯橈骨動脈ラインの確保
栄養や水分の管理に関する事	⑰持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整 ⑱脱水症状に対する輸液による補正
感染徴候時の薬剤の投与に関する事	⑲感染徴候がある者に対する薬剤の臨時的投与
インスリンの調整に関する事	⑳インスリンの投与量の調整
術後の痛みの管理に関する事	㉑硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
点滴中の薬剤の調整に関する事	㉒持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整 ㉓持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整 ㉔持続点滴中の降圧剤の投与量の調整 ㉕持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整 ㉖持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
精神や神経症状における薬剤投与に関する事	㉗抗けいれん剤の臨時的投与 ㉘抗精神病薬の臨時的投与 ㉙抗不安薬の臨時的投与

相談窓口：患者支援センター TEL 088-633-9107（平日8:30-17:00）